

第九十九号議案

江戸川区総合文化センターの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区総合文化センターの指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定
 により、江戸川区総合文化センターの指定管理者を次のように指定する。

<p>名 称</p>	<p>江戸川区総合文化センター</p>	
<p>所 在 地</p>	<p>江東区豊洲三丁目二番二四号 豊洲フォレシア一六階</p>	<p>指定 管 理 者</p>
<p>名 称</p>	<p>サントリーパブリシテイサービ グループ 構成員（代表者） サントリーパブリシテイサー ビス株式会社 代表取締役 間野 文祥</p>	<p>構成員 株式会社共立 代表取締役 横田 健二 構成員 イオンデイト株式会社 代表取締役 濱田 和成</p>
<p>指 定 の 期 間</p>	<p>令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで</p>	

（説明）

令和三年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの

江戸川区総合文化センターの指定管理者を指定する必要があるもので、本案を提出いたします。